



島根県報

令和5年6月2日（金）
号外第72号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始	（ ” ）	4

告 示**島根県告示第390号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年6月2日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	安来木次線	雲南市木次町寺領361番7地先から同376番9地先まで	前	メートル 12.32～ 49.62	メートル 128.08	雲南県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	メートル 12.32～ 88.42	メートル 128.08		

島根県告示第391号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年6月2日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
一般国道	375号	邑智郡美郷町湯抱149番2地先から同189番10地先まで	前	A	メートル 6.00～ 40.63	メートル 410.50	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後	A	6.00～ 40.63	410.50	
				B	9.20～ 44.61	292.60	

島根県告示第392号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年6月2日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	314号	仁多郡奥出雲町三成612番8地先から同1362番1地先まで	メートル 135.00	令和5年 6月2日	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所	
〃	〃	仁多郡奥出雲町三成1360番2地先から同1356番6地先まで	175.00	令和5年 6月2日		
県道	掛合大東線	雲南市三刀屋町多久和708番2地先から同721番1地先まで	146.45	令和5年 6月2日	雲南県土整備 事務所	
〃	海士島線	隠岐郡海士町大字福井851番5地先から同848番6地先まで	25.96	令和5年 6月2日	隠岐支庁県土 整備局	